

総合評価落札方式 （委託）

Q & A：公表用

（発注者・受注者共通）

令和4年8月9日

= 目 次 =

【 1 共通事項 】

- Q 1-1：低入札価格調査とはどのようなものか。
- Q 1-2：調査基準価格の算定式はどのようなものか。
- Q 1-3：低入札価格調査の対象となった場合にはどうすればよいのか。
- Q 1-4：技術資料の作成要領において、各様式は、ワープロソフトで作成することとなっているが、手書きは認めないということか。
- Q 1-5：自己採点表の提出時点において、配置予定管理技術者を特定できず、2名以上を候補とする場合は、評価が最も低い者で評価するとあるが、具体的にどのように評価するのか。
- Q 1-6：履行期間中にやむを得ない理由により、配置管理技術者の途中交代を行う場合の取扱いはどうなるのか。
- Q 1-7：指名通知日と開札日が年度をまたぐ委託の評価基準の考え方について。
- Q 1-8：一括審査方式における技術資料の提出について。

【 2 施工実績・工事成績 】

- Q 2-1：業務実績の確認のために、テクリス登録の写しを提出することとなっているが、登録していない委託や他システムで登録している委託の場合は、何を提出すればよいか。
- Q 2-2：同種業務の業務実績における「同種業務」の判断について。
- Q 2-3：[企業の施工能力] 過去5年間の同種業務の業務実績（A）に記載していない業務を、様式2に記載して平均点を算出していた場合は、どのように評価されるのか。

Q 2-4：業務実績について、県内市町村や鹿児島県道路公社の同種業務の業務実績は評価対象となるのか。

Q 2-5：過去5年間における同種業務の業務実績の業務成績平均点の算出方法はどのようにするのか。

【3 地域貢献】

Q 3-1：若手・女性の雇用において、技術者の場合は業務実績を求めているが、市町村の業務実績も対象となるのか。

【4 自己採点方式】

Q 4-1：自己採点表は、入札参加希望者は必ず提出しなければならないのか。

Q 4-2：技術資料はいつ提出するのか。

Q 4-3：技術資料なしでどのように落札候補者を決めるのか。

Q 4-4：自己採点は入札参加希望者が全部の項目を行うのか。

Q 4-5：県は、自己採点を審査しないのか。

Q 4-6：自己採点を誤った場合、ペナルティーはあるのか。

Q 4-7：自己採点表に記入漏れの評価項目があった場合は、どうするのか。

Q 4-8：技術資料の審査をした結果、落札候補者第1位の者の評価点が第2位の者を下回った場合は、どうするのか。

Q 4-9：入札の結果、最も高い評価値が4者おり、くじ引きになった場合、その4者に技術資料を求めるのか。

Q 4-10：4者のくじ引きで決定した落札候補者が、審査の結果、仮技術評価点の誤採点であった場合の、その後の入札手続きはどのようにになるのか。

Q 4-11：自己採点表提出時に想定していた配置予定管理技術者が、落札候補者決定後に配置できなくなったが、変更は可能か。

【 １ 共通事項 】

Q1-1： 低入札価格調査とはどのようなものか。

A1-1： 低入札価格調査制度は、地方自治法施行令第167条の10の2第2項及び鹿児島県契約規則第14条の規定に基づくもので、落札候補者の入札価格が調査基準価格未満の場合には、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるかどうかについて調査を行い、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められる場合には、当該入札者を落札者としません。

調査内容等の詳細については、「業務委託契約に係る低入札価格調査実施要領」において定めています。

なお、総合評価方式においては、入札参加者に与える技術評価点の標準点について、調査基準価格以上の価格で入札した場合には100点、調査基準価格未満で入札した場合には40点とすることにより、さらなるダンピング対策としているところです。

Q1-2： 調査基準価格の算定式はどのようなものか。

A1-2： 調査基準価格の算定式は、総合評価方式以外の業務委託において設定される最低制限価格と同じ算定式となり、次の1、2のとおり。

1 測量・設計コンサルタント等業務委託に係る低入札調査基準価格の算出方法

- ・ 測量業務の低入札調査基準価格（税込）＝予定価格×82%
- ・ 設計業務の低入札調査基準価格（税込）＝予定価格×80%
- ・ 地質調査業務の低入札調査基準価格（税込）＝予定価格×85%

2 複数の積算基準の業種からなる委託業務の低入札調査基準価格の算出方法

- ・ 複数の積算基準からなる委託業務の低入札調査基準価格は、構成する業務ごとに予定価格の算出の基礎となる業務価格に、次の率（測量業務は82%、設計業務は80%、地質調査業務は85%）を乗じて得た額の合計額（円未満の端数は切り捨て）に消費税率を乗じた額（円未満の端数は切り捨て）とすること。

ただし、地質調査業務の「解析等調査業務費」は、地質調査業務として取扱うこと。

Q1-3： 低入札価格調査の対象となった場合にはどうすればよいのか。

A1-3 発注機関からの通知に従って資料等を提出するとともに、事情聴取等に応じていただくこととなります。

なお、期限までに資料の提出ができない場合には、低入札価格調査が実施されることなく失格となります。

Q1-4： 技術資料の作成要領において、各様式は、ワープロソフトで作成することとなっているが、手書きは認めないということか。

A1-4： 技術資料が容易に書き換えられることを防止するため、ワープロ表記とする

こととしています。

ただし、ワープロ表記の部分的な修正に伴う手書きは認めます。その場合は、窓口に来た修正希望者の会社印の修正印を押印してください。

Q1-5： 自己採点表の提出時点において、配置予定管理技術者を特定できず、2名以上を候補とする場合は、評価が最も低い者で評価するとあるが、具体的にどのように評価するのか。

A1-5： 評価の考え方は次のとおり。

		資格保有	業務実績	成績平均点	合計	備考
A社	A氏	2.0点	2.0点	4.5点	8.5点	×
	B氏	2.0点	1.0点	5.0点	8.0点	×
	C氏	1.0点	1.5点	3.0点	5.5点	採用

A社の配置予定管理技術者の評価は、合計点が最も評価の低い「C氏」の5.5点で評価します。

Q1-6： 履行期間中にやむを得ない理由により、配置管理技術者の途中交代を行う場合の取扱いはどうなるのか。

A1-6： 工期中にやむを得ない理由により、配置技術者の途中交代を行う場合は、技術資料提出時における配置予定管理技術者の技術評価点と同等以上の者のみしか配置を認めません。

※やむを得ない場合とは、技術者の死亡、傷病、または退職等で、設計業務等共通仕様書に明記されているとおりです。

Q1-7： 指名通知日と開札日が年度をまたぐ委託の評価基準の考え方について

A1-7： 評価基準の考え方については、指名通知日が属する年度（旧年度）の評価基準によるものとします。

Q1-8 一括審査方式における技術資料の提出について

A1-8： 総合評価落札方式であって、同日開札・同一工種・同一評価項目等の委託が複数ある場合で、当該複数の委託に係る技術資料が添付資料を含め全て同じものとなる場合に限り、技術資料を1つのみとして審査・評価を一括して実施するものである。

なお、この場合、申請書や提出様式の委託名の箇所には当該複数の委託名を必ず記載すること。提出された技術資料に委託名の記載のない場合は、技術資料の提出がないものとして取り扱うので注意すること。

【2 施工実績・工事成績】

Q2-1： 業務実績の確認のために、テクリス登録の写しを提出することとなっているが、登録していない委託や他システムで登録している委託の場合は、何を提出すればよいか。

A2-1： 該当する委託名等が確認できる実績証明（任意）の様式により、提出していただく必要があります。鹿児島県のホームページに実績証明の参考様式を掲載しておりますので、ご確認ください。

Q2-2：同種業務の業務実績における「同種業務」の判断について

A2-2：同種業務の判断は、同種業務（別表1）により行うこととしており、その区分はテクリス業務体系一覧に基づき設定しています。

テクリスに登録している委託にあつては、テクリス登録内容が同種業務（別表1）のテクリス登録内容（同種業務）の業務分野、業務段階1，2，3と一致していれば、同種業務とします。

テクリスに登録していない委託にあつては、実績証明書（任意）の様式により、業務内容が同種業務（別表1）のテクリス登録内容（同種業務）の業務分野、業務段階1，2，3と一致していることを、当該発注機関から証明していただくこととなります。

なお、実績証明書（任意）の様式で、業務内容が同種業務（別表1）のテクリス登録内容（同種業務）の業務分野、業務段階1，2，3と一致していることの判断が難しい場合は、業務内容を確認できる資料を追加で求めることとし、業務内容が、テクリス登録内容（同種業務）と一致すると判断した場合は、同種業務とします。

同種業務

テクリス登録内容(同種業務)

業務分野	業務段階1	業務段階2	業務段階3
道路	道路	基本(予備・概略)設計	道路設計(1/2000~1/5000)、道路修正設計(1/2000~1/5000)、道路設計(1/1000)、道路修正設計(1/1000)
		実施(詳細)設計	道路設計
		基本(予備・概略)設計	平面交差点設計
		実施(詳細)設計	平面交差点設計
		基本(予備・概略)設計	立体交差点設計
		実施(詳細)設計	立体交差点設計
		基本(予備・概略)設計	道路休憩・連絡等施設設計(サービスエリア、インターチェンジ等)、 付帯工設計(付替、取付道路工)
		実施(詳細)設計	道路休憩・連絡等施設設計(サービスエリア、インターチェンジ等)、 付帯工設計(付替、取付道路工)

同種業務（別表1）の抜粋

【同種業務の判断事例】

	業務分野	業務段階1	業務段階2	業務段階3	同種業務の判断
実績業務1	道路	道路	基本(予備・概略)設計	付帯工設計(取付道路工)	○
実績業務2	道路	道路	実施(詳細)設計	歩道設計	×
実績業務3	道路	現道拡幅	実施(詳細)設計	道路設計	×

※申請委託2，3は、それぞれ太枠部分が同種業務（別表1）と一致しないため、同種業務とならない。

Q2-3： [企業の施工能力] 過去5年間の同種業務の業務実績（A）に記載していない業務を、様式2に記載して平均点を算出していた場合は、どのように評価されるのか。

A2-3： 同種業務の業務実績（A）以外の業務を様式2に記載して平均点を算出していた場合、当該業務を除外した上で、平均点を算出し、自己採点の評価点以下となる場合は、評価点を補正します。
なお、1つでも業務実績の記載漏れがあり、正しい平均点が算出できない場合は、評価点は0点とします。

Q2-4： 業務実績について、県内市町村や鹿児島県道路公社の同種業務の業務実績は評価対象となるのか。

A2-4： 対象になりません。
国（九州地方整備局）及び鹿児島県（土木部、環境林務部、農政部）が、発注した県内における同種業務実績のみが対象となります。

Q2-5： 過去5年間における同種業務の業務実績の業務成績平均点の算出方法はどのようにするのか。

A2-5： 同種業務の業務実績とした業務成績（点数）の総計を件数で割り、小数点第2位を切り捨てたものを業務成績の平均点とします。

【3 地域貢献】

Q3-1： 若手・女性の雇用において、技術者の場合は業務実績を求めているが、市町村の業務実績も対象となるのか。

A3-1： 対象となる。
若手・女性の雇用における、技術者の業務実績については、テクリス登録対象機関となる国の機関、都道府県・市区町村等の地方公共団体、公共法人、公益法人、公益民間企業等の公共機関等から受注した業務であればよく、その業務内容は問わない。

【4 自己採点方式】

Q4-1： 自己採点表は、入札参加希望者は必ず提出しなければならないのか。

A4-1： そのとおり。
提出しなければ、その者のした入札は無効となります。

Q4-2： 技術資料はいつ提出するのか。

A4-2： 開札まで技術資料は提出する必要はありません。
開札後、落札候補者及び発注機関の長から技術資料の提出を求められた者に技術資料を提出してもらうことになります。

Q4-3： 技術資料なしでどのように落札候補者を決めるのか。

A4-3： 入札参加希望者が提出した自己採点表に基づき，仮技術評価点を決定し，これを入札に付して，落札候補者を決定します。

Q4-4： 自己採点は入札参加希望者が全部の項目を行うのか。

A4-4： そのとおり。

Q4-5： 県は，自己採点を審査しないのか。

A4-5： 自己採点の点数を，仮技術評価点として入札に付します。
開札後に，落札候補者等へ技術資料の提出を求め，上位から技術資料に基づいて審査します。

Q4-6： 自己採点を誤った場合，ペナルティーはあるのか。

A4-6： 単なるミスであれば，ペナルティーはありませんが，故意・悪質な場合は，ペナルティーを科す場合も合あります。

Q4-7： 自己採点表に記入漏れの評価項目があった場合は，どうするのか。

A4-7： その項目の最低点となります。

Q4-8： 技術資料の審査をした結果，落札候補者第1位の者の評価点が第2位の者を下回った場合は，どうするのか。

A4-8： 第2位の者の自己採点の審査を行い，評価値が下位の者を下回らなければ，この落札候補者第2位の者を落札者に決定します。

Q4-9： 入札の結果，最も高い評価値が4者おり，くじ引きになった場合，その4者に技術資料を求めるのか。

A4-9： そのとおり。くじ引きとなった4者全てに技術資料を求めます。

Q4-10： 4者のくじ引きで決定した落札候補者が，審査の結果，仮技術評価点の誤採点であった場合の，その後の入札手続きはどのようになるのか。

A4-10： 改めて，残り3者でくじ引きを行い，再度，落札候補者を決定する。（再度くじ引きを行う）

Q4-11： 自己採点表提出時に想定していた配置予定管理技術者が，落札候補者決定後に配置できなくなったが，変更は可能か。

A4-11： 県では，落札候補者となった後に出される技術資料に基づき配置予定管理技術者の評価を審査するので，自己採点表提出時に想定していた管理技術者と異なってもかまいません。
技術資料に記載した配置予定管理技術者は，契約の際には配置していただく必要があります。